

救急法訓練推進要綱の制定について（例規通達）

富山県警察における救急法訓練の推進体制及び訓練基準の確立並びに警察官等の救急法に関する知識及び技術の修得のため、別添のとおり「救急法訓練推進要綱」を制定し、平成19年12月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

別添

救急法訓練推進要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、富山県警察における救急法訓練を効果的に推進するため、訓練推進体制及び訓練の基準等を定めることを目的とする。

第2 訓練の目的

訓練は、警察官等が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員や医師に引き継ぐまでの間、適切な一次的な救命処置及び応急手当等を施すことができるよう、救急法に関する知識、技術の修得及び向上を図ることを目的とする。

第3 訓練推進体制の確立

1 訓練責任者

警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長を救急法訓練の実施責任者（以下「訓練責任者」という。）に指定するものとする。

訓練責任者は、所属における救急法訓練を計画的かつ確実に実施する責任を負う。

2 訓練推進責任者

訓練責任者は、所属の次席、副隊長、副所長、副センター長及び副校長並びに副署長又は次長の職にある者を訓練推進責任者に指定するものとする。

訓練推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

3 救急法指導者

本部長は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づき、日本赤十字社富山県支部（以下「日赤支部」という。）が実施する指導員養成講習等の課程を修了し、赤十字救急法指導員の資格を有する警部補以上の階級又は同相当職にある者を救急法指導者に指定し、警務部教養課（以下「教養課」という。）及び警察学校に配置するものとする。

なお、教養課の救急法指導者は、警察署等に対する計画的な巡回指導を行うものとする。

第4 訓練の基準

1 警察学校における初任科学生を対象とする救急法訓練は、下記の事項に関する知識及び技術の修得を目的とし、訓練の実施に当たっては、救急法指導者又は赤十字救急法指導員の資格を有する部外講師の指導の下で、日本赤十字社の「赤十字救急法基礎講習」教本及び「赤十字救急法講習」教本に準拠して行うものとする。

- (1) 救急法の基礎知識
 - ア 救急法の意義
 - イ 救急法を実践する際の心得
 - ウ 救命の連鎖
- (2) 手当の基本
 - ア 観察の基本
 - イ 体位の基本
 - ウ 傷病者への接し方
 - エ 現場での留意点
- (3) 一次救命処置
 - ア 一次救命処置の意義
 - イ 一次救命処置の手順（心肺蘇生、AEDを用いた除細動）
 - ウ 心肺蘇生
 - エ 呼吸の確認（心停止の判断）
 - オ 胸骨圧迫
 - カ 気道確保
 - キ 人工呼吸
 - ク 胸骨圧迫と人工呼吸との組合せ
 - ケ 呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生
 - コ AEDを用いた除細動
 - サ 気道異物除去
- (4) 応急手当
 - ア 左同
 - イ 傷及び骨折の種類と手当の基本
 - ウ 各部の怪我の種類と手当の基本
 - エ 特殊な怪我の種類と手当の基本
 - オ 傷の手当（止血、包帯）
 - カ 骨折の手当（固定）
 - キ 搬送
 - ク 救護（想定に基づく総合的な訓練）

2 訓練責任者は、職務内容に応じ必要と認められる警察官等に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び技術の修得を図るため、救急法指導者の指導の下に、一次救命処置、応急手当等の訓練を毎年1回以上実施するものとする。

3 教養課長は、各所属における個々の救急法訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練実施のために必要な指導を行うものとする。

第5 救急法指導者の計画的育成等

1 本部長は、救急法指導者を育成するため、指導者として適性を有すると認められる者に対して、赤十字救急法指導員の資格の取得に必要な講習等を受講させ、救急法指導者の計画的育成に努めるものとする。

2 本部長は、救急法指導者に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び技

術の修得を図るため、赤十字救急法指導員の資格の継続に必要な日赤支部主催の研修会への参加を促すものとする。

第6 関係機関及び団体との連携

- 1 本部長は、救急法訓練の実施に関し、日赤支部、医療機関等（以下「日赤支部等」という。）の関係機関及び団体との連携に努めるものとする。
- 2 訓練責任者は、必要と認められる場合には、日赤支部等の協力を得て、救急法の指導について専門的知識及び技能を有する者を招へいし、訓練を実施するものとする。

第7 その他

教養課長は、AEDトレーナーなどの救急法訓練に必要な資器材の整備に努めるものとする。